

1. プロフィットシェアリングについて

事業者の創意工夫によって生じる経費節減による支出減については、原則として事業者に帰属させることを想定している。ただし、事業者には本事業を通じて、豊橋公園の魅力向上に貢献することなどを期待していることから、事業者の一定の範囲を超えた収入の一部を本事業に還元し、事業者が実施する豊橋公園の魅力向上に資する取組の財源とすることを想定している。

2. プロフィットシェアリングの対象

収入の合計

3. プロフィットシェアリングの適用条件

1) 運營業務開始年度を含む当初5年度分

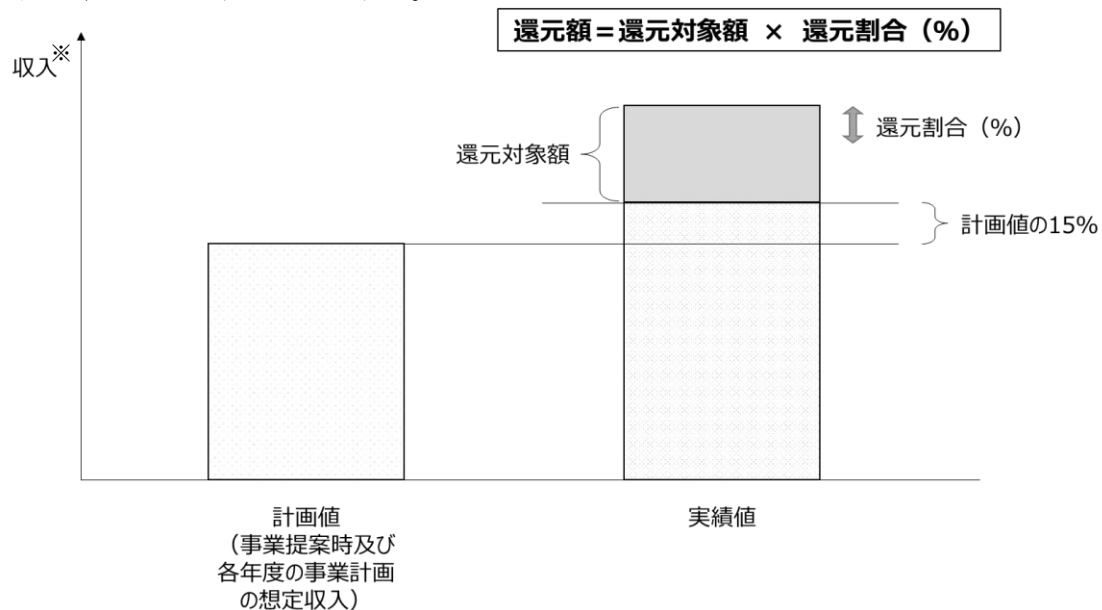
毎事業年度の実際の収入が事業提案時の想定収入を上回った場合について、当該差額のうち事業提案時の収入の15%までの部分はその全部につき事業者に帰属し、それを超える部分がある場合は、当該超過額を還元対象額として、10%の還元割合を下限として事業者の事業提案書に基づき設定した還元割合を還元対象額に乗じて還元額を算定して、本事業に還元するものとする。

2) 運營業務6年度目以降

毎事業年度の実際の収入が市と事業者で合意する各年度の事業計画の想定収入を上回った場合について、当該差額のうち事業提案時の収入の15%までの部分はその全部につき事業者に帰属し、それを超える部分がある場合は、当該超過額を還元対象額として、10%の還元割合を下限として事業者の事業提案書に基づき設定した還元割合を還元対象額に乗じて還元額を算定して、本事業に還元するものとする。

4. 還元方法

事業者は、還元額を事業者内に留保し、豊橋公園の魅力向上に資する取組の財源とする。具体的には、事業者は、還元額が生じた翌年度中に、還元額、用途、還元の実施時期等を定めた還元実施計画を作成し、市の承認を得ることとし、還元額が生じた翌年度から還元実施計画に沿って実施することとする。



※ 収入については、利用料金収入や自主事業等で得られた収入の合算を想定。